

報告第2号

令和6年度事業報告

【総務部】

1 総括

恒常的な事業として、「司法書士試験合格者説明会」「入会希望者の登録面接」等の自治に関する事業及び「会館・事務局の整備」「会員への文書配信」等の福利等に関する事業については、例年どおり実施した。また、熊本地方法務局及び熊本県土地家屋調査士会との合同意見交換会(通称「三者検討会」)を定期的に開催し、主に登記事務処理の円滑化に関する意見交換を行った。

また、今後の会員数の動向及び新会館建設後における財務内容を検証し、将来に向けた運営及び対策を検討すべく財務運営対策委員会を設置した。

その他、会員に対する苦情への対応を行うとともに、熊本地方法務局からの法違反調査事業につき当該事業を受託し非司排除活動の充実を図った。

2 自治に関する事業

(1) 司法書士試験合格者入会説明会

令和6年11月11日(月)、試験合格者3名を対象とした説明会を会館において開催した。本会をはじめ、政治連盟熊本会、公共嘱託登記司法書士協会、リーガルサポート熊本支部、熊本県青年司法書士会から組織・設立趣旨等について説明し、本会からは、加えて新人研修、特別研修、入会・登録手続等について説明を行った。

(2) 登録時の面接及び登録証交付式の運営

令和6年度の入会者は12名であった。新入会者については、入会登録申請時に面接し事務所開設時の注意点、業務姿勢、報酬明示等について説明・指導し、連合会登録後に役員・支部長立会のもとに厳粛に登録証交付式を行った。

(3) 会則・諸規則の整備

ア 名称の制限について、日司連会則基準の改正に合わせて「熊本県司法書士会会則」を一部改正した。

イ 宿泊費見直しのため「熊本県司法書士会会則施行細則」を一部改正した。

ウ 当会調停センターにて取り扱う紛争の範囲を変更したため「熊本県司法書士会調停センター手続実施規程」を一部改正した。

エ 上記ウの改正を受けて「熊本県司法書士会調停センター運営規程」を一部改正した。

オ 上記ウの改正を受けて「熊本県司法書士会調停センター文書管理規程」を一部改正した。

カ 上記ウの改正を受けて「熊本県司法書士会調停センター報酬・手数料規程」を一部改正した。

キ 上記ウの改正を受けて「熊本県司法書士会調停センター設置規則」を一部改正した。

ク 「熊本県司法書士会調停センター手続関与者事務手当規程」を新たに制定した。

ケ 日司連の司法書士徽章の価格値上げに伴い「熊本県司法書士会会員証及び司法書士徽章に関する規程」を一部改正した。

(4) 司法書士業務賠償責任保険

令和7年3月12日(水)、事故処理委員会を開催し、業務賠償責任保険の申請の有無等について損害保険会社の委員より報告を受け、その後、保険内容等について協議をした。

(5) 紛議調停委員会

紛議調停委員会は開催されなかった。

(6) 非司法書士排除活動

非司排除活動については、法務局の法違反調査の委嘱を受け、支局毎に令和6年11月6日(水)から7日(木)の間で、調査を行った。その後、本会にて各支部からの調査結果に基づき、取りまとめて法務局長宛て報告した。

その他、非司活動と疑われる事案がなかったため、非司排除委員会は開催していない。

(7) 綱紀調査

令和6年度は、新たに綱紀調査委員会に2件(内1件は法務局からの調査委嘱による)調査を付託した。内1件については綱紀調査委員会から中間報告を受けたが、2件とも引き続き調査中である。

(8) 苦情処理

令和6年度の苦情の申し出等については、事務局に対して電話及び書面で28件あり、主に総務部が窓口となり対応した。この内、6件について苦情申出人と面談を行い、5名の対象会員から事情の聞き取りを行った。

3 福利等に関する事業

(1) 会館・事務局の機能の充実と整備

会館の点検整備、清掃作業を行い、会館の美化・整備を行った。なお、日常清掃については、週に一度、業者に委託して清掃を行った。さらに、事務局体制の整備を行った。

(2) 情報伝達

電子配信の会員数は、令和7年3月末日現在で315中303名、約96.2%(前年度約95.3%)の会員に利用していただいている。また、配布時間の無い会員周知依頼文書については、速やかな情報伝達手法として、ホームページ上の「お知らせ」欄を活用した。その他、ホームページの更新を順次行った。今後もホームページ掲載情報の工夫等更なる充実を図って行きたい。

今後も社会情勢の変化に伴い配送料が値上げされる可能性があり、仮に値上げされればこれまで以上に通信費用がかかることになる。会員の更なる理解と協力を得るべく、努力を継続していきたい。

(3) 会員間の親睦

令和6年10月20日(日)、チサンカントリークラブ御船において「会員親睦ゴルフコンペ」を開催し、19名の参加があり、親睦をはかった。

4 新会館建設事業に関する記録

将来のため、新会館建設事業に関する資料を整理し、記録していく作業を行った。

5 諸団体、諸機関との交流及び協同

- (1) 三者検討会における熊本地方務局(不動産登記部門、法人登記部門)、熊本県土地家屋調査士会との協議 令和6年7月30日(火)、11月18日(月)

主に登記事務処理の円滑化に関する方策について協議した。

- (2) 家事関係機関との連絡協議会 令和6年12月12日(木)

家庭裁判所において、後見等申立事件に関する運用状況及び留意事項等並びに成年後見制度利用促進の取り組み状況について、関係団体との協議を行った。

- (3) 熊本県専門士業団体連絡協議会(司法書士会、弁護士会、税理士会、行政書士会、社会保険労務士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士協会、公認会計士協会)

令和6年度は当会が主管して、令和6年9月28日(土)及び令和6年9月29日(日)に人吉市社会福祉協議会にて、令和6年11月23日(土)にくまもと県民交流館パレアにて合同無料相談会を開催した。

- (4) 熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム

熊本県弁護士会、熊本県社会福祉士会と本会の三者から構成する熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チームに対し、会員を派遣して活動支援を継続した。

- (5) 六者協議会 令和7年1月20日(月)

本会、政治連盟熊本会、公共嘱託登記司法書士協会、リーガルサポート熊本支部、熊本県青年司法書士会、本会熊本支部との協議会を開催し、次年度の事務委託費及び助成金等について協議した。

6 その他

- (1) 受託団等

ア 独立行政法人福祉医療機構の登記については、受託件数28件(前年度32件)、独立行政法人住宅金融支援機構の登記については、受託件数27件(前年度15件)であった。

イ 熊本市からの死亡人遺留金処理に係る相続財産清算人選任申立書作成等業務については、受託はなかった(前年度0件)。

ウ 熊本市からの空家等の所有者等調査業務については、受託はなかった(前年度0件)。

エ 熊本地方裁判所から所有者不明土地管理人等並びに熊本家庭裁判所から不在者財産管理人、相続財産清算人及び未成年後見人の推薦依頼を受け、当会備付の各種財産管理人候補者名簿を活用し、106件推薦した。

- (2) その他情報収集等

○第89回日司連定時総会(令和6年6月20日(木)、21日(金) 東京都渋谷区:渋谷ヒカリエ ヒカリエホール)

○第79回九B定時総会(令和6年6月1日(土)、2日(日) 鹿児島市:城山ホテル鹿児島)

○九B理事会(4回)

○九B各県部長連絡協議会(令和6年9月8日(日) 那覇市:ダブルツリー by ヒルトン那覇首里城)